

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	始良市 生活保護の実施等に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

始良市は、生活保護の実施等に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

始良市長

## 公表日

令和8年2月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護の実施等に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活保護の決定実施の取扱に準じた保護を行う。</p> <p>始良市は、生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 ⑪生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>
③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・生活保護システム「ふれあい」 ・MICJET番号連携システム ・ふれあい 番号制度連携ユニット ・医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の23項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第15条各号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表 第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令[令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号] (情報照会の根拠) 第2条の表 42・43・161・162項 (情報提供の根拠) 第2条の表 13・14・18・20・28・37・40・42・48・49・53・59・63・69・74・75・76・86・87・89・96・108・125・132・141・144・151・155・158・161・167・168・169・170・171・172項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部 生活福祉課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 生活福祉課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </small>
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満         </small>
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし         </small>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守し事務を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証と職員番号の入力によって限定しており、年度ごとに業務上必要な職員にアクセス権限を付与をすることで、適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを定期的に確認している。これらの対策を実施していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会福祉課長 田之上 茂広	社会福祉課長 瀬之口 明洋	事後	平成28年4月1日付け人事異動による
平成29年6月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第二における情報提供の根拠) 9項、10項、14項、16項、24項、26項、27項、28項、31項、54項、61項、62項、64項、70項、87項、94項、104項、106項、108項 ・内閣府総務省令第7号 第8条1、2号 第9条1、2、3号 第11条 第12条1、2、3号 第17条 第19条 第20条4、5、6、7、9、10号 第21条1、4、5、7、8、9号 第22条2、3、4、5、7号 第28条1、2、3、4、5、7、8、9号 第32条1、2号 第33条 第35条 第39条1号 第44条1号 第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 第52条 第53条1、2、3号 第55条1、2、3、4号 (別表第二における情報照会の根拠) 26項 ・内閣府総務省令第7号 第19条	・番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第二における情報提供の根拠) 9項、10項、14項、16項、20頁、21頁、24項、26項、27項、28項、30項、31項、37頁、38頁、50項、53項、54項、61項、62項、64項、70項、87項、90項、94項、104項、106項、108項、116項、119項 ・内閣府総務省令第7号 第8条1、2号 第9条1、3、4、5号 第11条 第12条1、2、3、4、5、6、8号 第14条、第17条 第19条 第20条4、5、6、7、9、10号 第21条1、4、5、7、8、9号 第22条2、3、4、5、6、8、10、11号 第24条、第26条の4 第27条3号 第28条1、2、3、4、5、7、8、9号 第32条1、2号 第33条 第35条 第39条 第44条 第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、17、19、20、21、22、23号 第52条 第53条1、2、3号 第55条1、5、6、8号 59条の2 59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) 26項、87項	事後	法令上の根拠の追記
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長 瀬之口 明洋	社会福祉課長	事後	様式の改正による
平成30年7月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第二における情報提供の根拠) 9項、10項、14項、16項、24項、26項、27項、28項、30項、31項、50項、53項、54項、61項、62項、64項、70項、87項、90項、94項、104項、106項、108項、116項、120項 ・内閣府総務省令第7号 第8条1、2号 第9条1、3、4号 第11条 第12条1、2、3、4、5、6、8号 第17条 第19条 第20条4、5、6、7、9、10号 第21条1、4、5、7、8、9号 第22条2、3、4、5、7号 第22条2、3、4、5、6、8、10、11号 第26条の4 第27条3号 第28条1、2、3、4、5、7、8、9号 第32条1、2号 第33条 第35条 第39条 第44条1号 第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、17、19、20、21、22、23号 第52条 第53条1、2、3号 第55条1、5、6、8号 59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 26項 ・内閣府総務省令第7号 第19条	・番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・内閣府総務省令第7号 第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条 53条、55条、59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項 ・内閣府総務省令第7号 第19条	事後	法令上の根拠の追記
令和2年6月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・内閣府総務省令第7号 第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条 53条、55条、59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項 ・内閣府総務省令第7号 第19条	・番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 ・内閣府総務省令第7号 第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条 53条、55条、59条の2 59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) 26 87の項 ・内閣府総務省令第7号 第19条	事後	法令上の根拠の追記
令和2年6月29日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	・生活保護システム「ふれあい」 ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム	・Acrocity行政基本 ・生活保護システム「ふれあい」 ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム	事後	利用システムの追加
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 ・内閣府総務省令第7号 第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条 53条、55条、59条の2、59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) 26 87の項 ・内閣府総務省令第7号 第19条	・番号利用法第19条第8号及び別表第2 (情報提供の根拠) 9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (情報照会の根拠) 26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第8条、9条、11条、12条、14条、17条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、26条の4、27条、28条、32条、33条、35条、39条、44条、47条、52条 53条、55条、59条の2、59条の3 (情報照会の根拠) 第19条	事前	令和3年9月1日施行の番号利用法改正に伴う号スレ
令和6年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長	生活福祉課長	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部 社会福祉課 住所：〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話：0995-66-3111	福祉部 生活福祉課 住所：〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話：0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部 社会福祉課 住所：〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話：0995-66-3111	福祉部 生活福祉課 住所：〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話：0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。  始良市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。  ①保護の実施に関する事務 ②保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査 ③職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。  始良市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。  ①保護の実施に関する事務 ②保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務	事後	令和6年4月24日付生活保護法の改定による対象事務の追加
令和6年7月12日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・生活保護システム「ふれあい」 ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム	・Acrocity行政基本 ・生活保護システム「ふれあい」 ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム ・ふれあい 番号制度連携ユニット	事後	利用システムの追加
令和6年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号利用法第9条第1項 別表第1の15項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第15条各号	・番号利用法第9条第1項 別表の23項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第15条各号	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う変更
令和6年7月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  (命令における情報提供の根拠) 第19条、第30条第8号、第44条 (命令における情報提供の根拠) 第39条	・番号利用法第19条第8号  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令〔令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号〕 (情報提供の根拠) 第2条の表42・43項 (情報照会の根拠) 第44条、第45条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令〔令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号〕による変更
令和7年8月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	新規項目追加	事後	様式変更による
令和7年8月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらる対策	-	新規項目追加	事後	様式変更による
令和8年2月19日	評価書名	始良市 生活保護の実施等に関する事務 基礎項目評価書	始良市 生活保護の実施等に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う変更
令和8年2月19日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	始良市は、生活保護の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	始良市は、生活保護の実施等に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う変更
令和8年2月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	生活保護の実施等に関する事務	生活保護の実施等に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。  始良市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。  ①保護の実施に関する事務 ②保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務	生活保護法(昭和29年9月4日法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。  生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活保護の決定実施の取扱に準じた保護を行う。  始良市は、生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。  ①保護の実施に関する事務 ②保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 ⑪生活保護システムから医療保険者等向け中	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う変更
令和8年2月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・生活保護システム「ふれあい」 ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム ・ふれあい 番号制度連携ユニット	・Acrocity行政基本 ・生活保護システム「ふれあい」 ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム ・ふれあい 番号制度連携ユニット ・医療保険者等向け中間サーバー等	事後	利用システムの追加
令和8年2月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の23項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第15条各号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第15条各号	・番号利用法第9条第1項 別表の23項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第15条各号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第15条各号	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う変更
令和8年2月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令[令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号] (情報照会の根拠) 第2条の表 42・43・161・162項 (情報提供の根拠) 第2条の表 42・43項 (情報照会の根拠) 第44条、第45条	・番号利用法第19条第8号  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令[令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号] (情報照会の根拠) 第2条の表 42・43・161・162項 (情報提供の根拠) 第2条の表 13・14・18・20・28・37・40・42・48・49・53・59・63・69・74・75・76・86・87・89・96・108・125・132・141・144・151・155・158・161・167・168・169・170・171・172項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う変更